

福祉事業所人材育成支援事業補助金(相談支援専門員人材育成)

長浜市では、相談支援専門員の人材育成に向け、相談支援従事者の初任者研修または、主任研修を受講される従事者が所属している市内の福祉事業所に対し、補助金を交付します。

●補助対象事業者

次の要件のいずれにも該当する事業者

- ① 市内に主たる福祉事業所を有し、現に事業を営んでいること。
- ② 相談支援従事者初任者研修または、相談支援従事者主任研修を修了した従業者が所属していること。

※ただし、研修は補助金の申請日が属する年度内に開催されたものに限る。

- ③ 補助金の申請時において、納期限が到来している市税に未納がないこと。

●補助金額

相談支援従事者初任者研修または、主任研修を修了した従業者1人当たり3万円

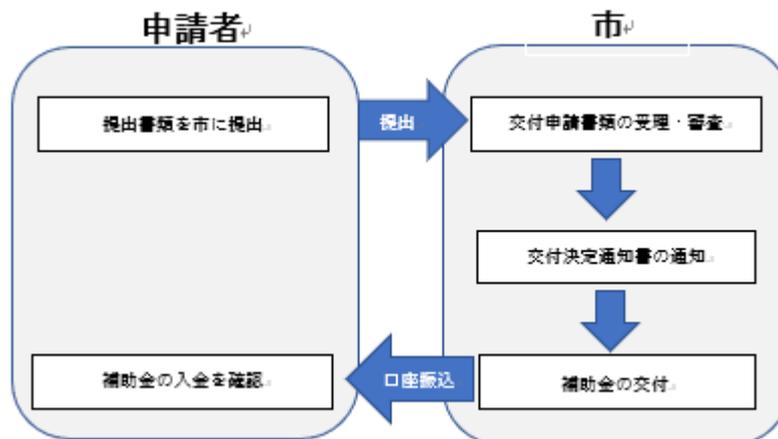
※交付は従事者1人につき1回限り

●提出書類

- ① 長浜市福祉事業所人材育成支援事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- ② 修了証書の写し等事業の実施内容が分かる書類
- ③ 振込先の通帳の写し

●申請期限

研修の修了の日が属する年度の3月末日までに、申請してください。



長浜市ホームページ（福祉事業所人材育成支援事業補助金）

[トップ](#) ⇒ [福祉・健康](#) ⇒ [しょうがい者福祉](#) ⇒ [人材の確保・定着・育成支援](#)

